


証 人 調 書

(この調書は、第21回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成16年(行ウ)第43号
期 日	平成20年10月3日 午後1時30分
氏 名	伊藤祐司
年 齢	50歳
住 所	
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人中野三智男は在廷しない。

陳 述 の 要 領

別紙速記録のとおり

なお、書証及び準備書面を示すに際し、パワーポイントを使用して作成した書面(速記録添付)をプロジェクターで映写する方法によった。

以 上

せん  
宣

せい  
誓

良心りょうしんに従したがって真実しんじつを述のべ、何事なにごと  
も隠かくさず、偽いつわりを述のべないことを  
誓ちかいます。

氏名

伊藤祐司

印

# 速 記 録 (平成20年10月3日 第21回口頭弁論)

事件番号 平成16年行ウ第43号

証人氏名 伊 藤 祐 司

原告ら代理人 (嶋田)

甲第10号証を示す

これはあなたが作成したものですね。

はい、そうです。

内容を読んで、訂正が3か所ほどありましたね。

はい。

3ページの上から3行目の一番最後に「約12」とありますが、12を削除して、約120万立方メートルに訂正すると。それから、8ページの第8の本文の3行目に「少なくみても1億トン」とありますが、10億トンに訂正すると。それから、その次の行の末尾に「八ッ場ダムの4倍」とありますが、40倍に訂正すると。そのほかはいいですね。

はい。

甲第21号証を示す

右上にNo.1と書かれている項目を示します。これはあなたの陳述書の経歴欄を書き出したものですが、経歴はこのとおりに間違いありません。

間違いありません。

これによると、あなたと八ッ場ダムとのかかわりは、1986年の「しんぶん赤旗」の記者時代から始まったということですね。

そうです。当時は生活再建を地元住民が受け入れた直後のころだったと思います。

そのころから取材を始めたということですね。

はい。

その後、1994年に群馬県の共産党県議団の事務局長になって、八ッ場

ダムの問題に取り組んだという経過ですね。

はい。

そのときは、どのようなことに取り組まれたんですか。

当時右肩上がりだった水需要がもう既に横ばいないしは漸減傾向を始めている状況でしたし、世界的に川の生態系を破壊するダムというのを、建設を見直していこうじゃないかという動きが大きく流れてきている状況でしたので、そういう観点から、八ッ場ダムはどうかというような検証を行いました。

検証の結果、どのようになったんですか、簡単に話してください。

利水治水両面を見ても必要性は消えていると、それから、自然破壊、それから、水没住民の、特に温泉街の生活も破壊していく、また、造ることで災害を誘発する危険性も高い、県の財政を見ても、県民一人当たり50万円近くになるろうとするような借金を抱えるという状況の中で、福祉なんかが削られる、そういう下でこういう無駄なダムを造っていいのかという疑問を強く持ったものです。

そういう無駄な、あるいは害悪のあるダムの建設はやめるべきだと、そういう結論になったということでもいいですか。

はい。

2003年に、あなたは群馬県議会の議員に当選されましたね。

はい。

群馬県議会の中でも八ッ場ダムの問題について取り組まれたということなんでしょうね。

はい、そうです。

あなたがずっと八ッ場ダムにかかわってきた中で、群馬県の利水政策について、最大の問題点はどこにあるというふうに考えていますか。

八ッ場ダムにかかわって言いますと、もう水需要が急減をしている

という状況にもかかわらず、正確な水需要予測を放棄して、県民に対してそれを知らせないと、つまり、八ッ場ダムに利水上群馬県が参加していく、そういう説明責任を果たしていないというのがこの問題での中心問題だというふうに考えます。

No.2を示します。これは、群馬県が2001年3月に総合計画として発表した乙第17号証の21世紀のプランの84ページを書き出したものです。これについて説明してくれますか。

これが私の見る限り群馬県として県民に公表している水需要予測の最後のものだというふうに思うんです。その予測の中身見ても、そこに四角囲みましたが、幅が生活用水で9万トンもあるというような非常にあいまいなもので、正確な水需要予測とはとても言えない、県民は、群馬県の水がどのくらい将来増えて、それでどうして八ッ場ダムに参加するんだということを知る手掛かりがこれしかないというのは、ちょっとおかしいんじゃないかというふうに思うわけです。

この21世紀のプランが発表された2001年の当時は、もう水の需要は、実際の数字というのはどんどん減少していたという状況にあったということなんですね。

そうですね、横ばいから漸減傾向に入っているところだとなってますね。

先ほど、この数字が群馬県が公表している数字の最後だとおっしゃいましたけれども、それ以前は定期的にこういう数字を群馬県は発表していたんですか。

ええ、県の総合計画が5年ごとに改定されますが、そのたびにこのような水需要予測は見ていました。

このプランは2001年に公表されてますが、作成されたのは2000年

ということですか。

そうですね、作成したのは2000年というふうに聞いています。その後、2005年からはもう公表してないということなんでしょうか。

そういうことですね。

もう公表してないんだということは、県も準備書面の中で認めてますね。

はい。

No.3を示します。これは被告準備書面(14)の4ページの抜粋ですけれども、その上のほうのところですね。

はい。県は総合計画では水需要予測を行わないと、社会経済構造が大きく転換する時代にあっては過去のトレンドを基礎とする県全体の水需要予測は現実的でないというふうに言うわけですけれども、水需要の予測をするのは県の土地・水対策室だと思うんですけれども、県のホームページを見ると、土地・水対策室の業務として、水資源計画の策定と、あるいは水資源の確保対策というのが掲げられているんですね、水資源計画を作るのに水需要予測をやらずにできるのかと、この理由というのは非常に矛盾だと、じゃあ土地・水対策室は一体何をやってるんだと、やることないじゃないかというふうに考えてしまうわけです。

群馬県は2005年以降水需要の予測をしてないし、公表も一般県民向けにやってないということのようなんですけど、群馬県以外の自治体は水需要の予測はやっているんでしょうか、No.4を示します。

ほかの県は、その水需要予測が当たっているかどうかは別として、きちんとやっています。これは茨城県のホームページから茨城県の水のマスタープランというのを引っ張ってきたものですが、茨城県を流れる水系ごとに水需要予測をきちんとはじき出して県民に公表しているわけです。こういう水需要予測というのは、県の広

域行政として、少ない資源を有効に活用していく、あるいは水を節約していくというようなことから考えれば県としてきちんとやらなきゃならない仕事のはずで、それをやらないというのは責任放棄だというふうに思えるわけです。

群馬県がなんで2005年から公表しなくなっちゃったと、先ほど準備書面の中で理由を書いているんですけども、それはおかしいじゃないかということですけども、あなたの立場からして、あるいは八ッ場ダム問題に長いこと携わってきた立場からして、こういう情報を開示しなくなった理由というのは何か考えられるんですか。

さっきの準備書面では意味がないというようなことを言いましたけれども、私から見ると、これはもう意図的に、ある意思を持ってわざとやらなくなってきたんだというふうに考えられるんですね。

No.5を示します。

この時点が21世紀プランが公表された時点で、見直しをする時点は2005年で、ここでもう見直しやめましたというふうに言うわけです。ところが、この間、21世紀プランの水需要予測に比べて、実績は急減をしているわけです。本来ならば、予測とは全く違った傾向を、トレンドが違っちゃったわけですから、どういう理由で減少傾向、特に急減が起きているのか、しっかりと調査をして明らかにしていくことが水資源の確保対策や水資源計画の策定には重要なわけですね、ところが、こういうふうに下がっていくということは、八ッ場ダムに対する参加の理由が見付からなくなっちゃると、消えてしまうと、だからこれはもう出さない、予測しないほうがいいんじゃないかというような意図が働いたんじゃないかというふうに私は考えます。

水需要の実績値と県の予測値があまりにも懸け離れているようになってし

まったと、そこで、これをこのまま公表したのではまずいというふうに県は考えたんじゃないかとあなたは考えているということですね。

そういうことです。

No.5で言うと、赤い線が21世紀プランの予測値ですが、2005年の一日最大給水量が約128万トンくらいになっていると、実績値は約104万トンくらいのところで、開きが24万立方メートル、非常に大きな差が出ちゃってると。その事実がはっきりすると、本当に八ッ場ダムが必要なのかどうか疑問を生じさせるんじゃないかと。

そうですね、群馬県として八ッ場ダムに参加する理由というのがなくなってしまうというふうに思うわけです。

それで、2005年から水需要の予測をせずに、公表もしなくなってしまったというふうにはあなたは考えているんですね。

そういうことです。

そうすると、群馬県の水政策の最大の問題点は、きちんとした水需要の予測を行った上で、これを県民に公表して、例えば八ッ場ダムの建設が必要なのかどうか、そのためのきちんとした情報公開をすべきなのに、これをきちんとしていないところにあるということなんですね。

そういうことですね。このグラフ見れば、八ッ場ダムに参画する必要があるのだろうかということは、だれでも、常識的に考えられると思います。

No.5の実績値を見ますと、ピークは1997年ですね、約120万立方メートル。それから、2006年でも約101万立方メートルくらいですかね、その間、急激に落ちているわけですよ。

はい。

八ッ場ダムの計画取水量というのは、どのくらいですか。

八ッ場ダムの群馬県の計画取水量は、計画変更が2003年にあり



ましたけれども、その変更がされる前は、通年の利水が1.03トン、それから、別途手当と言って冬場の非かんがい期の水ですね、これが毎秒2トンというのが群馬県の開発水量としてつけられていることになります。

そうすると、実績値から見ると、八ッ場ダムの開発計画水量にはほぼ見合うような数字が現実には減少してきているということなんでしょう。

見合うどころか、はるかに大きい数字が減少してきているというふうに言えると思います。

八ッ場ダムとの関係で関係の深い県央第二水道のことについてお聞きします。甲第10号証のあなたの陳述書の6ページに、県央第二水道について、八ッ場ダムへの参画が強い要因となって必要以上に過大な計画となりましたということが書いてあるんですが、この点を少し詳しく説明してくれませんか、No.8を示します。

八ッ場ダムの事業見直しがありました。その以前は、県央第二水道は、最終協定量が18万6500立方メートル、一日最大給水量ですけれども、これを供給するということが当初の計画では決められていたわけですね。1988年に事業認可されて1998年から給水が開始されたわけですが、その間に大きく市町村の水需要というのが急減してきたわけですね、それが今度の平成16年のときに見直されたわけですが、このときは、本来は浄水ライン4本造るはずだったのを浄水ライン3本にしようと、そういう点では、最終協定量も4分の3にするというような協定になったわけです。ところが、毎年毎年協定量が決まるんですけれども、以前の計画では最終年度に向けて毎年上がっていくという協定の仕方だったんですが、この協定以降、新しい改定以降は、現実に合わせて給水しますというふうになったんです。そうすると、平成19年度では

一日最大6万7000トン、平成20年度も6万7000トンと。  
そういう点では、これ以上の水は市町村は要らないよというふうに  
言っているということがこの協定見直しから見て取れると思いま  
す。

そうすると、現状でも県央第二水道に関係する市町村の取水状況は非常に  
水余りの状況が生じているということなんですね。

はい。

計画が変更されたということを見ると、当初の計画そのものが最初から過  
大な見積りの下に行われていたと、こういうことなんですか。

はい、そういうふうに考えています。

あなたは、群馬県議時代、県央第二水道について自治体にヒアリング調査  
をしたことがあるんですか、No.9を示します。

2003年ころに、県央第二水道に参画している、合併してしまう  
前ですから13自治体ありましたけれども、それを回って、アンケ  
ートを事前に渡して書いてもらったんですけれども、ヒアリングで  
事情を聞きました。確かに、大胡町などは地下水なしですから自己  
水源心配なので県央第二水道お願いしたいというような答えですけ  
れども、量的には圧倒的な利根川沿いの市町村は、自己水源を有効  
に活用すれば今よりも増やさないでいいというような答えのところ  
がほとんどだというふうに思います。

2003年に、関係する13の自治体を回って調査したということですね。

はい、そうです。

その回答の大体の傾向は、もう水は余っているから、これ以上水は要りま  
せんよという回答だったということですね。

全体を量的にまとめてみますと、もうほとんど水は増やさないでい  
いというような経過になると思います。

No. 1 0 を示します。

これは玉村町ですね，利根川沿いで，県央第二水道が入る前までは百パーセント地下水を使っていた自治体ですが，これも，自己水源を活用すればもう増やす必要ないという答えです。

No. 1 1 を示します。

伊勢崎市も同様な回答でした。

No. 1 2 を示します。

これは富士見村ですけれども，市町村によっては実態と懸け離れていると，当初から実情をあまり反映しなかった計画だったんだというように言う人もいましたし，事前に書いてもらったアンケートでは「自己水源を有効に利用すれば，現状より受水を増やす必要はない」と，これ以外の選択肢作らなかったんですけれども，本当はもう要らないんだよねというように本音を話してくれる方もいらっしゃいました。

実際に当地へ行って担当者に話を聞くと，そういう本音が聞けたということなんですね。

はい。

被告の県の主張ですと，県央第二水道は関係する市町村のほうから是非水が欲しいという強い要望があって事業化されたんだという主張をされているんですけれども，あなたの調査によると，実態は違うわけですか。

そうですね。市町村からの強い要望だということも，ちょっと問題があるというふうに思うんです。

どのような問題があるんですか。No. 1 4，これは乙第 2 8 号証の市町村自治体からの要望書のつづりの 2 枚目，前橋市の要望書ということですが。

これは前橋市の県営水道造ってくださいというような要望書なんですけれども，読みますと，「当市におきましては，年々増加する水

需要に対応するため、それぞれ拡張、増補改良事業等を行い、給水量の確保のため懸命の努力を傾注しているところではありますが」うんぬんとありますが、ほかの書面見てください。

No.15, これは乙第28号証の10枚目ですね。

これは北橘村ですね、「当村におきましては、年々増加する水需要に対応するためそれぞれ拡張、増補改良事業等を行い、給水量の確保のため懸命の努力を傾注しているところではありますが」、一字一句違わないわけです。

No.16, これは乙第28号証の8枚目ですね。

私はこれが県が示した最初の文面じゃないかと思うんですが、判子を押せばどの自治体にも変わるようになっているわけですね、「当伊勢崎市におきましては、年々増加する水需要に対応するため」うんぬんと、これはもう一字一句、この3つとも違わない、ほかのものもほぼ同じです。

要望書を調べると、みんな一字一句同じだということなんですね。

はい。

ということは、県の強い指導の下に行われたんじゃないかというのがあなたの受け止め方だということですね。

そうですね。市町村に強い要望があるように、市町村から要望書を出させて、それで八ッ場ダムにリンクする県央第二水道を、それも過大な計画で造ったというふうに考えられると思います。

ダムを造るときに、群馬県のほうが主導して各自治体、市町村なりにこういう要望書を出させるというのは、よくあることなんですか。

私の住んでいる高崎市でも以前倉淵ダムという県営ダムの建設問題がありましたけれども、これは、県の側から言わせれば高崎市の強い要望に基づいて建設するダムなんだというふうに言われていまし

たけれども、市民のダムなんか要らないんじゃないかという運動が盛り上がる中で、高崎の市長さんは、こっちの側から頼んだ覚えはないということになりまして、それで知事が凍結すると、中止にするというような経過がありました。

県央第二水道の場合も同じようなパターンで、群馬県が主導して自治体にそういう要望書を出させたということが考えられるということなんですね。そうです。

今あなたがおっしゃったことを裏付けるような資料はございますか。

はい。

No.18, これは甲第17号証の1ですね。

これは、県央第二水道に参画していた赤城村の平成11年8月30日の建設常任委員会の議事録なんです。赤城村は平成13年度から供給開始になるはずだったんですけれども、その2年前の建設常任委員会で県央第二水道のことについて話し合われて、「無理にも高い県央第2水道の水をもらうことはないという、皆さんの意見の一致をみたわけであります。よってこの委員会では、県央第2水道の水の取水は、県の方にお断りするということによろしいでしょうか」「はい」ということで、決めちゃってるんですね。

No.19, これは甲第17号証の2ですね。

これは、先ほどの委員会を受けた全員協議会、村長さんや村の幹部もみんな出席した下でこれを追認している議事録であります。この下では、水が余っているという問題だとか、今の単価よりも高くなってしまうと、水道料値上げしなけりゃならなくなる、単価76円程度なのが県央第二水道を受け入れると130円ほどになってしまうと、これは住民に理解が得られないということで、抜けようということを決めているわけですね。

こういう議事録なんかを見ると、赤城村にとっては最初から県央第二水道の取水は必要性がなかったんだと、こういうことを物語っているということですね。

はい、そういうふうに思います。つまり、本来は参加をする必要なかったけれども、県の強い指導の下で無理やり参加させられたというようなことが言えるんじゃないかというふうに思います。

次に、県営水道の暫定水利権の問題を訴えたいと思います。この点は先ほどの嶋津証人もお話しされてますので、重ならない範囲で簡単に話してください。No.21、この図は何を表しているのか、まず「変更前」、「変更後」というのは、何の変更前、変更後のことですか。

これは2003年の八ッ場ダムの事業計画の2回目の変更のときですね。

それを基準に、前後ということですね。

はい。

その表の中で、「通年」というのは、1年を通してということですよ。

はい。

その隣、「別途手当」というのは、何のことですか。

非かんがい期の水という意味です。

非かんがい期に用いる水を表しているということですね。

はい。

それを前提に、この表で何を言いたいんでしょうか。

つまり、八ッ場ダムの計画変更に伴って、群馬県は年間を通して八ッ場ダムからは水をもらわないということなんですね。

「水道用水」のところ、変更前は通年で1.02あったのが、変更後はゼロになっていると、1.02が消えちゃったと。

はい、そうです。だから、年間通して八ッ場ダムの水は必要なくな

っていると、冬場の水だけを八ッ場ダムからもらいますという計画の変更になっているわけなんです。

変更後はそういうふうになったと。そのことから、どんなことが浮かび上がってくるんですか。

私たちから見ると、群馬県にとっては、もはや八ッ場ダムの水というのは事実上必要なくなっているということが言えるというふうに思います。

No.22, これはあなたが議員のときに調査して手に入れた甲第18号証, 甲第19号証を抜き書きしたものです。

はい。

左上の四角でくくったところは、何を意味しているんですか。

これは、群馬県が昭和55年の段階で、相当前の段階ですね、農業用水である広瀬桃木両用水土地改良区との間で、その農業用水から都市用水事業に毎秒2立方メートルの水を転用させてもらおうと、その水利権を、1立方メートル2億円ですから、4億円で買い取るという契約をしたということですね。

県が土地改良区事業から水をもらおうと、買い取るということですね。

はい。

それから、下の四角で囲んだところに表がありますがけれども、これは何を表しているんですか。

これは広瀬桃木両用水の現在の水利権を表しているわけですがけれども、広瀬桃木両用水というのは、前橋伊勢崎の水田を潤しますから、非常に水利権量が多くて、最大取水量は毎秒35立方メートル、しろかき期ですね。でも、非かんがい期でも12.2立方メートルという水が水利権があるということです。

そうすると、この表からすると、非かんがい期の水の使用が極端に低くな

っているということですね。

はい。夏から比べれば、農業用水ですから、水田に水を引くわけではありませんから、冬の場合は水利権量は3分の1程度になるということですね。

ということは、農業用水とって使う量が減っているから、活用できる水がほかにもあるということになるんですか。

はい、そういうふうに考えます。

今説明してもらった表は、水利使用規則に基づく権利としての水量ですね。これが実際にどのように使用されているのかというのも、あなたは調査をされましたね、No.23を示します。

これは、去年の広瀬桃木両用水の取水実績と、先ほど表になっていた水利権量のグラフですけれども、ピンクの線が水利権量で、「取水量」というのが実際の取水量ですね。冬の非かんがい期は、水利権量が減るだけじゃなくて、実際の取水もかなり減っているんですね。実際の取水は、夏場にはたくさんやられるけれども、冬場はやらないと、つまり、その分利根川に水が流れるんだと。実際に冬の利根川見てもお分かりのとおり、夏と遜色ない、とうとうとした水が流れているわけで、この水を取水していくというのは、暫定水利権として今取水されてますけれども、十分安定した水利権として認めていいんじゃないかというふうに思うわけです。

そのへんは先ほど嶋津証人がお話しされたところなのでこれ以上聞きませんけれども、いずれにしても、暫定水利権の問題がダム問題の大きな一つの要因になっているということなんですね。

はい、そうです。この暫定水利権というのが、国交省が握って離さずに、地方自治体をダム建設に引っ張っていく役割を果たしていると思います。先ほど出た倉渕ダムでも、高崎市は倉渕ダムに参加す



ることで烏川から取水している水が暫定水利権だったのを解消しようとしたわけです。ずっと昔から春日松原堰という土地改良区の水を契約でもらっていたんですけれども、八ッ場ダムに参加すれば安定水利権として認めようじゃないかということで倉淵ダムを造ることになったわけですが、先ほど言ったように、これはやっぱり無駄なダムじゃないかということで、当時の小寺県知事が中止を宣言しました。ところが、事実上倉淵ダムは中止になり、国交省も倉淵ダム関連の予算は全くつけていないという今になっても、まだ烏川からの高崎市の取水は暫定水利権として国交省は握って離さずにいると、つまり、安定して将来にわたってその水を取っていくしかない水利権までまだ幻のダムの暫定水利権だということをやっているということを見ても、暫定水利権というのがいかに机上のもので、自治体をダムに引っ張っていくものかということが分かると思います。

ダムの水に頼らずに、農業用水の転用だとかそういう形で対応していけばいいじゃないかというお話ですが、ダムに頼らないで水を確保する方法として、地下水の問題がありますよね。

はい。

先ほど嶋津証人もお話しされたので簡単に聞きますけれども、地下水の水道用水としての利用、使用、これは群馬県の場合はどのような状況でしょうか、No.24を示します。

これは前橋市を北東から南西の方向に切った断面図ですが、これを見ますように、前橋台地が乗っている部分の地下は、前橋砂礫層と呼ばれる非常に含水性のいい砂礫層が厚く分布しています、一番厚いところでは300メートル程度あって、平均でも150メートルくらいの厚さが連続してあるというようなことが分かってま

すが、これが地下水を多量に蓄えています、面積や厚さから判断して、10億トンは優に超える水量があるわけですね。だから、先ほど訂正しましたけれども、八ッ場ダムの夏の利水容量の40倍というような水、上流のダム群を交ぜても、それ以上の水がこの地下にあるということは言えるわけで、これを本当に適正利用していくというのが、経済的にも正しい道なんじゃないかというふうに思うわけです。

かなり相当な量の地下水が群馬県の土地の下にはあるんだと、それを有効利用すればいいじゃないかということですね。

はい。

ただ、地下水の関係では、県は地盤沈下の問題を取り上げているんですが、この点も先ほど嶋津証人がお話ししたので省略しますけれども、群馬の地下水の水質について一つ説明してくれますか、No.25を示します。

これは高崎市の水道事業年報からとったものなんですけれども、これが県央第一水道の一般細菌の量、浄化した後の水です、飲み水としてのところの検査をしたわけなんですけれども、硝酸態窒素や亜硝酸態窒素なども、ほかの高崎市の地下水と比べて、浄水しても表流水のほうがこういうものが多い、やっぱり地下水のほうが水質的にはいいし、実際に地下水を飲んでいた地域の人たちから見ると、県央第二水道や県央第一水道の普及の下で、昔は夏場は割と水が冷たくて冬はそんなに冷たくなかったのに、今は本当に冬は冷たいし夏はぬるまったいし、お茶なんか沸かしてもまずくなっちゃったというような声が聞かれるとおり、やっぱり水質的には地下水のほうが飲料水に適していると言えるんじゃないかと思います。

国交省だとか県は、渇水対策として八ッ場ダムが必要なんだという主張をしていますね。

はい。

特に最近は降水量、降る雨が少なくなっているんだと、だからどうしても八ッ場ダムを造る必要があるんだということですがけれども、渇水対策とダムの関係についてあなたはどのようなふうに考えていますか、No.26を示します。

これは前橋地方気象台のデータですがけれども、国交省や県のほうは、このように100年単位で見ると降水量が減少していると、だから渇水対策がより重要になってきているんだと、だから八ッ場ダムが必要だという論法をしてくるわけですがけれども、これもちょっと強引な話だと思うんです。

No.27を示します。

これは、近年の年ごとの降水量と、「渇水」というのは国交省が渇水が起きたというふうに言っている年に※印を入れましたけれども、例えば1982年は1275ミリ、けっこう多く雨が降ったにもかかわらず渇水が起きてます、逆に、1984年は817ミリしか降らなかったけれども渇水になっていないと、こういうのを見ると、降水量と渇水というのは必ずしも因果関係があるわけではないんだということが言えると思うんです。それから、雨の傾向が少雨傾向になっているということにも異論があります。

No.28を示します。

これは先ほどのNo.26の1958年以降を切り取った部分、最近の50年間ですがけれども、最近の50年間だけ見て線形近似とれば、今度は顕著な増雨傾向なんですね、雨の降る量は逆に増えてきているというふうにとることもできると思うんです。ですから、少雨傾向で渇水になるからダムが必要なんだという議論は成り立たないというふうに思います。特に、最近の雨の降り方は、ゲリラ豪雨と称

されるような、どこに降るか分からない、都市部に多量に降って洪水を起こす、そういう降り方をしますから、ダムの上流に降るとは限らないわけで、上流に降らなければ水がためられないダムは渇水対策としては十分ではないと、そもそも、渇水ときには川に水が先になくなるわけですから、ダムにも水がなくなりやすいわけです、逆に、渇水ときに一番影響が最後に現れるのが地下水ですから、その地下水というのをきちんと活用して適正に利用していくというのが一番大切な渇水対策にもなると思います。

そうすると、今までの話をまとめると、群馬県は、水需要が減少しているにもかかわらず、それをきちんと予測もしないし、データとして県民にも公開しないと、実態を隠すようなそういう手法をとっているという点が一つですね。

はい。もう水需要は激減していると、それから、ダムを造らなくても代替の措置は十分に考え得ると、ところが、群馬県はそういう情報を公開しない、特に、水需要予測もまともにやらないで、県民にも明らかにしないと、そういう、説明を全くしないままに八ッ場ダムに参画するというのを強引にやろうとしているというのは、行政としての説明責任から言って重大な瑕疵じゃないか、問題じゃないかというふうに考えるわけです。

最後に一つだけ追加でお話ししていただきましたんですが、No.29, 30, これであなは何を言いたいのか、説明してください。

最近、八ッ場ダムの放流水を使って発電すると、これがクリーンエネルギーの増進だということが非常に宣伝されているわけなんです、水利用の一つとして触れるわけですけども、私はこれは欺瞞だと思うんです。今でも八ッ場ダムのところを流れる吾妻川の水はパイプラインを使って発電に使われています、八ッ場ダムが造られる

ことによって影響する東電の発電所だけ見ても5つあります。この5つの発電所の総発電量、最大発電量が10万キロワットくらいあるんですね、9万7000キロワットくらいですか。ところが、八ッ場ダムのところには造られる発電所の出力というのが、1万1700キロワットですか。No.29で、この水をパイプラインから少しもらわなければ八ッ場ダムはまともに水がたまらない、ダムとしての機能が果たせないことになってしまうわけです、この水をもらうには減電補償ということをやらなきゃなりません、私たちが計算すると200億円は超えるだろうというふうに思われる補償を東電に払わなきゃならないと、ただ、これも計上されていない。発電量を減じて、かつ八ッ場ダムには60億円もかけて発電所を造ると、これはクリーンエネルギーの増進でも何でもないと、現在あるクリーンエネルギーを減らしていくことだと、こういう宣伝は大変欺瞞であるということを描きしておきたいと思います。

大変たくさんのお金をかけてクリーンエネルギーを減少させながら、環境に優しいなんてことを言うなど、こういうことですか。

そうですね。

前橋地方裁判所民事第2部

裁判所速記官 齋藤 祐子

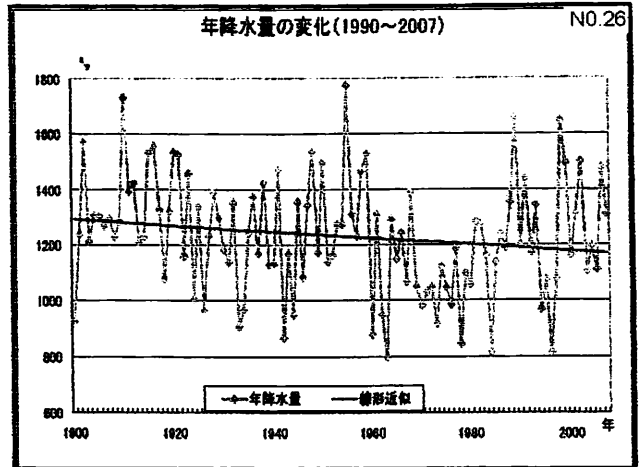
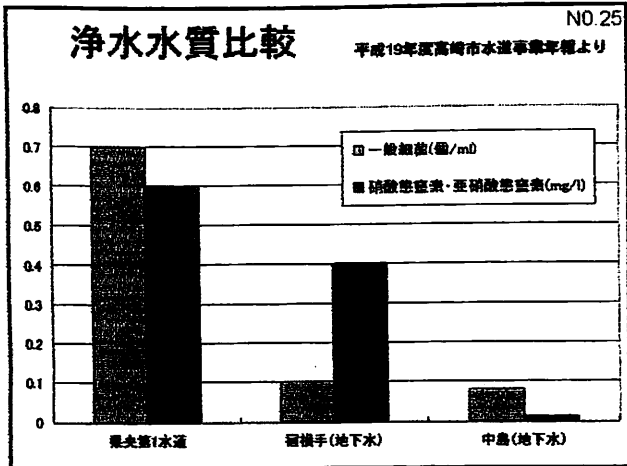












### 降雨量と湧水年(利根川水系)

年	降雨量(%)	湧水	年	降雨量(%)	湧水
1970	965		1985	1141	
1971	1030		1986	1241	
1972	1052	※	1987	1192	※
1973	918	※	1988	1357	
1974	1122		1989	1858	
1975	1047		1990	1201	※
1976	986		1991	1439	
1977	1186		1992	1174	
1978	848	※	1993	1347	
1979	1100	※	1994	971	※
1980	1080	※	1995	1078	
1981	1283	※	1996	816	※
1982	1275	※	1997	1079	
1983	1183		1998	1850	
1984	817		1999	1485	

